

○郡山市廃棄物減量等推進審議会規則

平成4年10月2日
郡山市規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部3R推進課において処理する。

(平6規則15・平20規則10・平31規則11・令3規則14・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年郡山市規則第15号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年郡山市規則第11号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年郡山市規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。